

教育・保育給付認定申請書 兼 保育園等入園申込書

提出者	八代市受付印
受付者	
<input type="checkbox"/> TEL	
<input type="checkbox"/> FAX	

(あて先) 八代市長
〔同意事項〕

- 子ども・子育て支援法の規定に基づく利用者負担額（保育料）等の決定のため、世帯員の住民税課税状況や必要な公簿の照会調査を行うこと。（マイナンバーによる情報照会を含む）
 - 特定教育・保育施設等に対して、利用者負担額（保育料）等を通知すること。
- 以上の事項に同意の上、以下の通り必要な書類を添えて申込みます。

令和 年 月 日 申請者（保護者）氏名 _____

※自 署

1. 入園希望施設										
第一希望 園見学 <input type="checkbox"/>			第二希望 園見学 <input type="checkbox"/>			第三希望 園見学 <input type="checkbox"/>			入園希望期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
2. 申込児童に関する情報										
フリガナ 児童氏名		男・女	生年月日	平成・令和 年 月 日		4月1日の満年齢	歳	障がい の有無	有・無	
住所	八代市									
保育の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有【保育認定】 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育園等において保育の利用を希望する場合 <input type="checkbox"/> 無【教育認定】 幼稚園等の利用を希望する場合									
3. 世帯員の状況										
児童との続柄	氏名	生年月日	同居・別居	連絡先・住所等						
父		昭和・平成 年 月 日	同・別	電話番号 1月1日現在の住所地 <input type="checkbox"/> 八代市内 <input type="checkbox"/> 八代市外（ ）						
母		昭和・平成 年 月 日	同・別	電話番号 1月1日現在の住所地 <input type="checkbox"/> 八代市内 <input type="checkbox"/> 八代市外（ ）						
4. 申込児童を除き扶養しているお子様の状況										
児童との続柄	氏名	生年月日	同居・別居	学年・職業	就学・通園・就労先等の名称					
		平成・令和 年 月 日	同・別							
		平成・令和 年 月 日	同・別							
		平成・令和 年 月 日	同・別							
		平成・令和 年 月 日	同・別							
5. 祖父母の状況										
続柄	氏名	生年月日	同居・別居（八代市外の場合は市町村名）			就労				
父方	祖父	年 月 日	同・別 <input type="checkbox"/> 八代市内 <input type="checkbox"/> 八代市外（ ）			有・無				
	祖母	年 月 日	同・別 <input type="checkbox"/> 八代市内 <input type="checkbox"/> 八代市外（ ）			有・無				
母方	祖父	年 月 日	同・別 <input type="checkbox"/> 八代市内 <input type="checkbox"/> 八代市外（ ）			有・無				
	祖母	年 月 日	同・別 <input type="checkbox"/> 八代市内 <input type="checkbox"/> 八代市外（ ）			有・無				
6. 障がい者手帳等の所持										
申込児童以外の同居世帯員で手帳等を所持している方		所持している方の氏名			児童との続柄	手帳等の種類（写しをご提出ください）				
						身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当・障害基礎年金				
7. 個人番号（マイナンバー）記載欄										
申込児童										
同居祖父										

8. 申込児童の保育状況等		
現在の保育状況	1. 家庭で保育 2. 幼稚園に預けている (幼稚園) 3. 保育園に預けている (保育園) 4. 託児所に預けている (託児所) 5. その他 ()	
健康状態等 ※保育士の配置等に関する関係しますので、正しくご記入ください。	1. 発達の遅れ (有・無) ことば・知能・手足・視覚・聴覚・首のすわり・その他 () 身体障害者手帳 (級) 障がいの内容 () 療育手帳 (A1・A2・B1・B2) 障がいの内容 () 精神障害者保健福祉手帳 (級) 障がいの内容 () 障害児通所支援事業受給者証 (有・無) ※手帳等の写しを添付してください。	
	2. アレルギー (有・無・不明) アレルギー内容:	
	3. 病歴・持病等 (有・無) 病名・症状: <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 入院歴 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
	その他児童の健康等に気になることがあればご記入ください。	
9. 保育を必要とする理由		
保育の利用を必要とする理由	母親の状況	父親の状況
	1. 就労 2. 出産 3. 育児・育児休業 4. 就学 5. 障がい・疾病 6. 介護 7. 求職活動 8. その他 ()	1. 就労 3. 育児・育児休業 4. 就学 5. 障がい・疾病 6. 介護 7. 求職活動 8. その他 ()
1. 就労 <input type="checkbox"/> 雇用証明書等	勤務先名称: 勤務先住所: <input type="checkbox"/> 単身赴任中 <input type="checkbox"/> 育児休業取得 (復帰予定: 令和 年 月 日)	勤務先名称: 勤務先住所: <input type="checkbox"/> 単身赴任中 <input type="checkbox"/> 育児休業取得 (復帰予定: 令和 年 月 日)
2. 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し	出産予定日 令和 年 月 日	
3. 育児 必要書類なし	※育児休業 (職場に在籍) でない場合に記入してください。生まれた子が1歳になる月の末日 令和 年 月 日まで	
4. 就学 <input type="checkbox"/> 学生証等の写し	学校名: 就学期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	学校名: 就学期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 障がい・疾病 <input type="checkbox"/> 診断書または障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 保育が必要な申告書	<input type="checkbox"/> 入院中 (平成・令和 年 月 日~) <input type="checkbox"/> 自宅療養・通院中	<input type="checkbox"/> 入院中 (平成・令和 年 月 日~) <input type="checkbox"/> 自宅療養・通院中
6. 介護 <input type="checkbox"/> 要介護状態がわかるもの <input type="checkbox"/> 保育が必要な申告書	介護の対象者氏名 児童との続柄	介護の対象者氏名 児童との続柄
7. 求職活動 必要書類なし	入園期間は、3か月間に限定されます。その後も入園を希望する場合は、再度新規入園申込書等の提出が必要です。その際は、新規申込と同等の取り扱いとなり、改めて審査・選考を行いますので同じ施設に入園できるとは限りません。	
10. 転入の状況 ※申込時点で児童が八代市に住民登録がない場合に記入してください。		
転入予定日 令和 年 月 日	転入予定住所 〒 八代市	
11. 保育料納付誓約書 ※以下は4月1日時点での年齢が3歳未満の方のみご記入ください。		
保育料納付誓約書		
(あて先) 八代市長 私は、保育所入園決定後、保護者として負担すべき保育料を定められた期日までに納付することを誓約いたします。 なお、保育料を滞納した場合、児童手当法第22条の規定による児童手当からの特別徴収又は児童福祉法第56条第6項の規定による差押などの処分を受けても異議ありません。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 保護者氏名 _____ ※必ず自署をお願いします。		
【児童手当法第22条】 市町村長は、児童福祉法第56条第2項の規定により費用 (同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。) を徴収する場合又は同法第55条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第7条 (第17条第1項において読み替えて適用する場合を含む。) の認定を受けた受給資格者が同法第56条第2項の規定により徴収する費用 (同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。) を支払うべき扶養義務者又は同法第56条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料 (同条第2項の規定により徴収する費用 (同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。) 又は同法第56条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。) を徴収することができる。 2 市町村長は、前項の規定による徴収 (以下この項において「特別徴収」という。) の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者 (以下この項において「特別徴収対象者」という。) に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。 【児童福祉法第56条第6項】 第1項又は第2項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。		